

茨城県・水戸市における短期被保険者証の窓口留保の実態について

1. ヒアリングの日時等

実施日：平成21年12月4日（金）13：00～14：45

相手方：茨城県保健福祉部、水戸市保健福祉部

2. ヒアリングの結果（概要）

（水戸市）

- ・ 水戸市での短期被保険者証（6か月）の交付方法は、窓口での手交としている。分割納入を約束している世帯を除き、受け取りに来ない場合、一般的には、年度当初に交付する分については、窓口留保期間を1～2か月としており、その期間を経過した後は、郵送により手元に届けている。なお、10月に交付する分については、窓口留保期間を定めておらず、昨年は郵送していない。
- ・ 今年の中学生以下の子どもの取扱いは1か月程度とし、その期間を経過した後は、郵送により手元に届けた。

（茨城県）

- ・ 県内の各保険者（市町村国保）では、窓口で短期被保険者証を留保する期間は、保険者の判断による。短期被保険者証の有効期間（6か月と3か月が主流）によっても異なるが、1～2か月程度としている保険者が多い。
- ・ 茨城県では、市町村に対する技術的助言の中で、長期間にわたって留保することは望ましくないことを口頭で伝えている。
- ・ 短期被保険者証の窓口での留保については、「分割納付に応じないから短期被保険者証を渡さない」ということではなく、「納付相談に来ていただけないから渡せない」ということであって、窓口留保している現状については、県としては、やむを得ないと考えている。
- ・ 国保法改正により、資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子どもには6か月の短期被保険者証が届けられるが、3か月の短期被保険者証を交付することとしている保険者では、国保法上、その交付世帯の子どもには他の世帯員と同じ期間（3か月）の短期被保険者証しか交付できないこととされている。この結果、資格証明書交付世帯の子どもが短期被保険者証交付世帯の子どもよりも優遇されており、対応に逆転現象が生じている。